

協議第 2 2 号

経済振興関係事業について（その 3）

経済振興関係事業について承認を求める。

平成 2 1 年 4 月 2 0 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

経済振興関係事業について

- 1 経済振興関係事業のうち適正化事業及び基幹水利施設ストックマネージメント事業について、熊本市の例に統一する。ただし、植木町が事業実施している揚水機場、頭首工、農業用排水路等の適正化事業については、現行のとおり引き継ぎ、地元負担率は熊本市の例による。
- 2 経済振興関係事業のうち農業集落排水使用料については、植木町において料金体系の見直しを行い、新市に引き継ぐ。
- 3 経済振興関係事業のうち農業集落排水受益者分担金については、現行制度を継続する。
- 4 経済振興関係事業のうち土地改良区運営費補助金について、5 年間は現行の制度を維持し、その後の取り扱いについては、土地改良区と協議のうえ調整を行うものとする。
- 5 経済振興関係事業のうち商工会補助金について、5 年間は現行の制度を維持し、その後の取り扱いについては、商工会と協議のうえ調整を行うものとする。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(22 経済振興関係事業)

協議番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認・継続	備 考
農林水産関係事業の取扱い					
1	基盤整備事業	経済振興部会	第4回	第5回 承認	
2	農地・水・環境保全向上対策事業	経済振興部会	第4回	第5回 承認	
3	生産体制強化対策事業	経済振興部会	第4回	第5回 承認	
4	農業用廃プラ類処理対策協議会	経済振興部会	第4回	第5回 承認	
5	農業振興地域整備計画変更	経済振興部会	第4回	第5回 承認	
6	農業委員会あっせん基準	経済振興部会	第5回		
7	適正化事業及び基幹水利施設ストックマネジメント事業	経済振興部会	第6回		
8	土地改良区運営費補助金	経済振興部会	第6回		
農業集落排水事業の取扱い					
1	農業集落排水使用料	経済振興部会	第6回		
2	農業集落排水受益者負担金	経済振興部会	第6回		
商工・観光関係事業の取扱い					
1	企業立地促進事業	経済振興部会	第4回	第5回 承認	
2	中心市街地活性化対策事業	経済振興部会	第4回	継 続	
3	商工会補助金	経済振興部会	第6回		
農林水産関係事業の取扱い					
1	単県土地改良事業	経済振興部会	事務局		
2	農業用施設災害復旧工事	経済振興部会	事務局		
3	土地改良事業等補助金	経済振興部会	事務局		
4	農村環境整備計画	経済振興部会	事務局		
5	排水ポンプ場運転管理	経済振興部会	事務局		
6	排水機場	経済振興部会	事務局		
7	賦課金(熊本県土地改良事業団体連合会)	経済振興部会	事務局		
8	負担金(各協議会)	経済振興部会	事務局		
9	施設管理費	経済振興部会	事務局		
10	熊本県湛水防除事業促進協議会負担金	経済振興部会	事務局		
11	農業用水堰連絡協議会	経済振興部会	事務局		
12	加勢川水門水利調整連絡会	経済振興部会	事務局		
13	土地改良区	経済振興部会	事務局		
14	例規	経済振興部会	事務局		
15	法定外公共物(水路)の維持管理	経済振興部会	事務局		
16	緑川河口地域漁業振興対策連絡協議会	経済振興部会	事務局		
17	漁港整備事業	経済振興部会	事務局		
18	漁場整備事業	経済振興部会	事務局		
19	水産業経営基盤強化事業	経済振興部会	事務局		
20	(特)水産業金融支援事業	経済振興部会	事務局		
21	水産振興センター整備事業	経済振興部会	事務局		
22	地産地消の推進事業	経済振興部会	事務局		
23	市民と農業のふれあい促進事業	経済振興部会	事務局		
24	生産体制強化施設整備事業	経済振興部会	事務局		
25	流通施設整備事業	経済振興部会	事務局		
26	畜産施設整備事業	経済振興部会	事務局		
27	流通対策事業	経済振興部会	事務局		
28	畜産振興事業	経済振興部会	事務局		
29	森林整備計画	経済振興部会	事務局		
30	環境にやさしい農業推進事業	経済振興部会	事務局		

31	熊本市火入れに関する規則	経済振興部会	事務局		
32	熊本市酪農・肉用牛生産近代化計画	経済振興部会	事務局		
33	畜産振興協議会補助金	経済振興部会	事務局		
34	市民農園事業	経済振興部会	事務局		
35	農作物鳥獣被害対策	経済振興部会	事務局		
36	農業委員会諸証明手数料	経済振興部会	事務局		
37	標準小作料	経済振興部会	事務局		
38	農地基本台帳	経済振興部会	事務局		
39	農業地域交流促進事業	経済振興部会	事務局		
40	地域農業活性化支援事業	経済振興部会	事務局		
41	経営体育成支援事業	経済振興部会	事務局		
42	農業・農村男女共同参画経費	経済振興部会	事務局		
43	(特)農業金融支援事業	経済振興部会	事務局		
44	農用地有効利用促進助成経費	経済振興部会	事務局		
45	農業振興地域整備促進協議会	経済振興部会	事務局		
46	農区長制度	経済振興部会	事務局		
47	水田農業推進協議会負担金	経済振興部会	事務局		
48	認定農業者協議会	経済振興部会	事務局		
49	4Hクラブ連絡協議会補助金	経済振興部会	事務局		
50	担い手育成総合支援協議会	経済振興部会	事務局		
51	農業後継者育成対策事業	経済振興部会	事務局		
52	農用地区域でない証明手数料	経済振興部会	事務局		
53	中山間地域振興事業	経済振興部会	事務局		
54	農業資金利子補給補助金	経済振興部会	事務局		
55	食肉センター管理運営事業	経済振興部会	事務局		
56	食肉センター施設整備事業	経済振興部会	事務局		
57	水田農業推進対策事業	経済振興部会	事務局		
58	水田農業対策推進事業	経済振興部会	事務局		
59	水田農業推進協議会	経済振興部会	事務局		
60	特定農業用管水路等特別対策事業	経済振興部会	事務局		
61	農道整備事業	経済振興部会	事務局		
62	ため池等整備事業	経済振興部会	事務局		
63	償還金	経済振興部会	事務局		
64	治山事業	経済振興部会	事務局		
65	菊池台地土地改良区	経済振興部会	事務局		
66	緑川観光資源振興補助金	経済振興部会	事務局		
67	菊池川水産振興事業補助金	経済振興部会	事務局		
農業集落排水事業の取扱い					
1	農業集落排水事業計画	経済振興部会	事務局		
2	排水設備工事店の指定及び登録	経済振興部会	事務局		
3	農業集落排水台帳	経済振興部会	事務局		
4	施設の保守、運転管理	経済振興部会	事務局		
商工・観光関係事業の取扱い					
1	観光イベント関連	経済振興部会	幹事会		
1	物産振興事業	経済振興部会	事務局		
2	工芸振興事業	経済振興部会	事務局		
3	加盟団体(観光)	経済振興部会	事務局		
4	加盟団体(物産)	経済振興部会	事務局		
5	観光客誘致対策	経済振興部会	事務局		
6	海外観光客誘致対策	経済振興部会	事務局		
7	コンベンション誘致対策	経済振興部会	事務局		
8	観光客受入対策事業	経済振興部会	事務局		
9	観光施設整備事業	経済振興部会	事務局		
10	競輪運営事業	経済振興部会	事務局		

11	熊本城復元整備事業	経済振興部会	事務局		
12	熊本城有効活用事業	経済振興部会	事務局		
13	熊本城管理事業	経済振興部会	事務局		
14	旧細川刑部邸管理事業	経済振興部会	事務局		
15	中小企業人材育成支援事業	経済振興部会	事務局		
16	中小企業金融対策事業	経済振興部会	事務局		
17	経営相談事業	経済振興部会	事務局		
18	新規創業支援事業	経済振興部会	事務局		
19	新産業分野支援事業	経済振興部会	事務局		
20	工業活性化支援事業	経済振興部会	事務局		
21	海外経済活動支援事業	経済振興部会	事務局		
22	流通機能促進事業	経済振興部会	事務局		
23	食品工業団地活性化事業	経済振興部会	事務局		
24	産業文化会館管理運営事業	経済振興部会	事務局		
25	産業文化会館施設整備事業	経済振興部会	事務局		
26	雇用対策事業	経済振興部会	事務局		
27	職業技能向上支援事業	経済振興部会	事務局		
28	商店街振興事業	経済振興部会	事務局		
29	中小企業団体支援事業	経済振興部会	事務局		
30	労働環境・福祉向上事業	経済振興部会	事務局		
31	商業活性化支援事業	経済振興部会	事務局		
32	流通情報会館管理運営事業	経済振興部会	事務局		
33	動植物園管理運営事業	経済振興部会	事務局		
34	動植物園集客対策事業	経済振興部会	事務局		
35	動植物園再編整備事業	経済振興部会	事務局		
36	誘致企業関連事業	経済振興部会	事務局		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

調査項目	農林水産関係事業	小項目名	7 適正化事業及び基幹水利施設 ストックマネジメント事業
------	----------	------	---------------------------------

調 査 内 容	事業負担率の相違と今後の取り扱いについて
合併協議会 協議結果 (調 整 方 針)	熊本市の例に統一する。 ただし、植木町が事業実施している揚水機場、頭首工、農業用排水路等の適正化事業については、 現行のとお引き継ぎ、地元負担率は熊本市の例による。

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	1. 適正化事業（事業主体：市） （１）排水機場 ＜１７年度事業＞ ・ 26 期生（城山排水機場） 事業費： 10,600 千円 事業内容：エンジン他オーバーホール工事 ・ 27 期生（元三排水機場） 事業費： 12,000 千円 事業内容：ポンプ他オーバーホール工事 ＜１８年度事業＞ ・ 27 期生（梅洞排水機場） 事業費： 9,680 千円 事業内容：ポンプオーバーホール工事 ・ 28 期生（元三排水機場） 事業費： 20,320 千円 事業内容：ポンプオーバーホール工事 ・ 29 期生（中島南北排水機場） 事業費： 18,580 千円 事業内容：ポンプオーバーホール工事 負担率 交付金分（国 30% 県 30% 市 30%） 残事業費（連合会 5% 市 5%） H17 年度決算 21,873 千円 H18 年度決算 48,577 千円 H19 年度決算 0 千円	1. 適正化事業（事業主体：町） （１）排水機場 植木町内に対象施設なし

	(2) 揚水機場、頭首工、農業用排水路等 負担率 交付金分 (国 30% 県 30% 市 30%) 残事業費 (連合会 5% 市 5%) 熊本市が事業主体となる事業実績なし 【参考】 ※土地改良区等が事業主体となつて行う場合 土地改良区等が事業主体となつて行う適正化事業については、地元負担の6割を熊本市から事業主体に対して補助金を交付している。 補助対象の場合の負担区分： 国 30% 県 30% 地元 14% 連合会 5% 市 21% *土地改良区等：熊本県土地改良事業団体連合会の会員となる土地改良区、その他の団体 2. 基幹水利施設ストックマネジメント事業 (H20 年度～(予定)) 事業主体：県(単県) 調査事業計画：H20～H24(5 ヶ年) 負担率…県 75% 市 25% 施設補修事業(工事) 計画：H25～ 負担率 (法 事 業)…国 50% 県 25% 市 25% (予算事業)…国 50% 県 20% 市 30%	(2) 揚水機場、頭首工、農業用排水路等 ＜17 年度事業＞該当なし ＜18 年度事業＞ ・28 期生(新村揚水機場) 事業費：5,700 千円 ・30 期生(下田揚水機場) 事業費：8,600 千円 ＜19 年度事業＞ ・29 期生(山後揚水機場) 事業費： 5,700 千円 事業内容：水中ポンプ1 基と揚水管取替工事 ・30 期生(及原第2 揚水機場) 事業費： 5,600 千円 事業内容：水中ポンプ1 基と揚水管取替工事 ・ 用水ポンプ場(地元財産)に係る事業費賦課金は、町から熊本県土地改良事業団体連合会へ納付後、年度末に受益者から地元負担分の全額を徴収している。 負担率 交付金分 (国 30% 県 30% 地元 30%) 残事業費 (連合会 5% 地元 5% 町 0%) H17 年度決算 0 千円 H18 年度決算 14,300 千円 H19 年度決算 14,680 千円 2. 基幹水利施設ストックマネジメント事業 検討中
相違点と課題	適正化事業について、両市町の制度を比較した場合、熊本市においては市が事業主体となり事業を実施しているのは市財産の排水機場のみで、土地改良区等が事業主体となつて行う場合は、市から地元負担の6割の補助を行っている。 植木町が事業実施している揚水機場、頭首工、農業用排水路等について、熊本市の補助制度が適用された場合は、新市と地元の負担は、次のとおりとなる。 現在(植木町) 国 30% 県 30% 地元 35% 連合会 5% 町 0% ↓ 合併後(新市) 国 30% 県 30% 地元 14% 連合会 5% 新市 21% 植木町においては、基幹水利施設ストックマネジメント事業(計画作成及び事業取り組み)について検討中。	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	農業集落排水事業	小項目名	1 農業集落排水使用料
------	----------	------	-------------

協議内容	農業集落排水使用料の料金体系・併用世帯(水道水・井戸水等)についてどのように取り扱うのか。
合併協議会協議結果(調整方針)	植木町において料金体系の見直しを行い、新市に引き継ぐ。

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	実施なし。	1.使用料金(消費税含む) ・基本料金 世帯あたり 2,100 円 + ・超過料金(人員割) 950 円×世帯人員 ※平成 20 年度から 2. 使用料の徴収及び納入方法 ・下水道班で徴収 - 一般家庭用 → 毎月徴収 - 事業用 → 毎月徴収 - 口座振替・納付書払い
相 違 点 と 課 題	熊本市においては、農業集落排水事業は実施していない。植木町では2箇所の農業集落排水事業が供用中である。 田底中部地区は簡易水道が完備されているが、山東東部地区は井戸水世帯である。料金については、世帯割と人数割りで同一である。	

**熊本市・植木町合併協議会
事務事業調査票**

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	農業集落排水事業	小項目名	2 農業集落排水受益者分担金
------	----------	------	----------------

協議内容	受益者分担金について
合併協議会 協議結果 (調整方針)	現行制度を継続する。

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	熊本市では実施なし。	1.受益者分担金額 均等割 112,000 円 2.施行年月日 H9 年 3 月 24 日 3.分担金の徴収猶予の有無 なし 4.分担金の減免制度の有無 有り 5.納入方法 ①金融機関 ②一括納付の報奨金制度なし 6.データ処理 町独自電算システム(RKK コンピューター)
相 違 点 と 課 題	熊本市においては、農業集落排水事業は実施していない。植木町では2箇所の農業集落排水事業が供用中である。	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	農林水産関係事業	小項目名	8 土地改良区運営費補助金
------	----------	------	---------------

協議内容	土地改良事業運営費補助について
合併協議会 協議結果 (調整方針)	5年間は現行の制度を維持し、その後の取り扱いについては、土地改良区と協議のうえ調整を行うものとする。

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	運営補助 緑川南部土地改良区補助金 H17 年度決算 6,925 千円 H18 年度決算 6,233 千円 H19 年度決算 2,000 千円 ※平成 25 年度まで継続。	運営費補助 植木町土地改良区補助金 H17 年度決算 5,000 千円 H18 年度決算 5,000 千円 H19 年度決算 5,000 千円
相 違 点 と 課 題	植木町土地改良区は、県営事業 1 地区あたりの規模が小さいため、植木町全域の施設管理及び運営を一元管理している。	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	商工・観光関係事業	小項目名	3 商工会補助金
協議内容	両市町に商工会があるため、合併後どのように取り扱うか協議する必要がある。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	5年間は現行の制度を維持し、その後の取り扱いについては、商工会と協議のうえ調整を行うものとする。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	熊本商工会議所	1、商工振興助成事業 経営改善普及指導事業、商工振興事業を中心とした 商工業の振興を図るため、町商工会に対し助成を行 う。
	(1) 会員数 6,226	
	(2) 年会費 個人 月 500 円	
	法人 月 1,000 円	
	(3) 補助金額	○商工会会員への経営改善指導員による相談指 導・記帳指導・金融指導
	平成 17 年度決算 12,150 千円	○地域振興総合事業・商工会振興事業・金融対策事 業
	平成 18 年度決算 12,150 千円	○受託事業
	平成 19 年度決算 11,786 千円	
	託麻商工会	
	(1) 会員数 1,186	(1) 会員数 641
	(2) 年会費 個人 月 800 円	(2) 年会費
	法人 月 1,000 円	①個人事業所
	(3) 補助金額	・従業員 5 人以内 月 1,000 円
	平成 17 年度決算 4,050 千円	・従業員 6 人以上 月 1,500 円
	平成 18 年度決算 4,050 千円	②法人事業所
	平成 19 年度決算 3,929 千円	・従業員 2 人以内 月 1,000 円
	北部商工会	・従業員 3～5 人以内 月 1,500 円
	(1) 会員数 350	・従業員 5～10 人以内 月 2,000 円
	(2) 年会費 個人 月 1,000 円	・従業員 11 人以上 月 3,000～5,000 円
	法人 月 1,500 円	(3) 補助金額
	(3) 補助金額	平成 17 年度決算 12,000 千円
	平成 17 年度決算 4,050 千円	平成 18 年度決算 11,500 千円
	平成 18 年度決算 4,050 千円	平成 19 年度決算 12,000 千円
	平成 19 年度決算 3,929 千円	平成 20 年度決算 11,500 千円
	河内商工会	平成 21 年度予算 9,200 千円
	(1) 会員数 186	
	(2) 年会費 個人 月 1,000 円	
	法人 月 1,500 円	
	(3) 補助金額	
	平成 17 年度決算 3,645 千円	
	平成 18 年度決算 3,645 千円	
	平成 19 年度決算 3,536 千円	

	飽田商工会 (1) 会員数 172 (2) 年会費 個人 月 900 円 法人 月 1,100 円 (3) 補助金額 平成 17 年度決算 2,835 千円 平成 18 年度決算 2,835 千円 平成 19 年度決算 2,750 千円 天明商工会 (1) 会員数 219 (2) 年会費 個人 月 1,250 円 法人 月 1,250 円 (3) 補助金額 平成 17 年度決算 3,969 千円 平成 18 年度決算 3,969 千円 平成 19 年度決算 3,850 千円 富合商工会 (1) 会員数 199 (2) 年会費 個人 月 1,000 円 法人 月 1,500 円 (3) 補助金額 平成 17 年度決算 3,592 千円 平成 18 年度決算 3,500 千円 平成 19 年度決算 3,500 千円
相違点と課題	各商工会で活動等も様々であり、補助金もまちまちである。 植木町の商工会は1団体のみである。